

1 平成21年の労働争議の概況

(1) 労働争議の種類別の状況

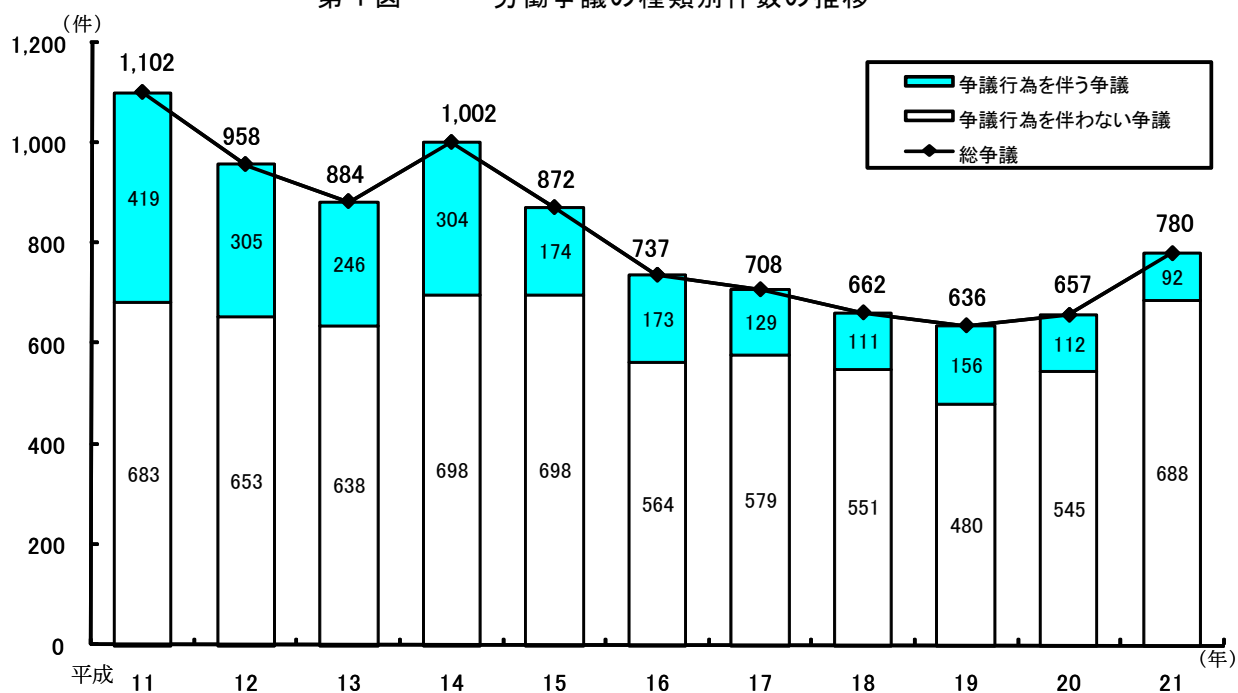
平成21年の労働争議は、「総争議」の件数は780件、総参加人員は115,371人となっており、前年に比べ、件数が123件（18.7%）増、総参加人員が61,482人（34.8%）減となった。

このうち、「争議行為を伴う争議」の件数は92件、行為参加人員は20,543人となっており、前年に比べ、件数が20件（17.9%）減、行為参加人員が28,441人（58.1%）減となった。（第1表、第1図）

第1表 労働争議の種類別件数及び参加人員の推移

年 次	総 争 議		争 議 行 為 を 伴 う 争 議			争議行為を伴わない争議	
	件 数	総参加人員	件 数	総参加人員	行為参加人員	件 数	総参加人員
平成16年	737	710,242	173	117,306	55,174	564	592,936
17	708	646,291	129	70,007	27,295	579	576,284
18	662	627,413	111	90,661	38,595	551	536,752
19	636	612,974	156	103,133	54,105	480	509,841
20	657	176,853	112	99,548	48,984	545	77,305
21	780	115,371	92	76,349	20,543	688	39,022
平成21年の 対前年比(%)	18.7	△ 34.8	△ 17.9	△ 23.3	△ 58.1	26.2	△ 49.5

第1図 労働争議の種類別件数の推移



(2) 争議行為を伴う争議の状況

ア 行為形態別の状況

「争議行為を伴う争議」を行為形態別にみると、「半日以上の同盟罷業」の件数は48件、行為参加人員は3,629人、労働損失日数は7,492日となっており、前年に比べ、件数が4件（7.7%）減、行為参加人員が4,655人（56.2%）減、労働損失日数が3,713日（33.1%）減となった。「半日未満の同盟罷業」の件数は59件、行為参加人員は17,073人となっており、前年に比べ、件数が21件（26.3%）減、行為参加人員が24,775人（59.2%）減となった。（第2表）

第2表 争議行為を伴う争議の行為形態別件数、行為参加人員及び労働損失日数の推移

年 次	半日以上の同盟罷業及び作業所閉鎖									半日未満の同盟罷業		怠業		その他	
	計			半日以上の同盟罷業			作業所閉鎖			件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	労働損失日数						
平成16年	51	6,998	9,755	51	6,998	9,755	1	11	55	142	49,659	-	-	-	-
17	50	4,119	5,629	50	4,119	5,629	-	-	-	99	23,746	-	-	-	-
18	46	5,766	7,914	46	5,766	7,914	-	-	-	82	34,758	-	-	-	-
19	54	20,825	33,236	54	20,825	33,236	-	-	-	118	34,485	-	-	1	120
20	52	8,284	11,205	52	8,284	11,205	-	-	-	80	41,848	-	-	1	27
21	48	3,629	7,492	48	3,629	7,492	-	-	-	59	17,073	-	-	2	26
平成21年の 対前年比(%)	△ 7.7	△ 56.2	△ 33.1	△ 7.7	△ 56.2	△ 33.1	-	-	-	△ 26.3	△ 59.2	-	-	100.0	△ 3.7

イ 産業別の状況

「争議行為を伴う争議」を産業別にみると、件数は「製造業」、「情報通信業」、「医療、福祉」、「運輸業、郵便業」の順に多く、行為参加人員は「医療、福祉」、「製造業」、「情報通信業」、労働損失日数は「運輸業、郵便業」、「製造業」、「情報通信業」の順となっている（第3表）。

第3表 産業別争議行為を伴う争議の件数、行為参加人員及び労働損失日数

産 業	争議行為を伴う争議			うち半日以上の同盟罷業			うち半日未満の同盟罷業	
	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員
計	92	20,543	7,492	48	3,629	7,492	59	17,073
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	1	467	-	-	-	-	1	467
製造業	25	3,630	2,729	19	1,624	2,729	11	2,147
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	24	3,174	1,232	12	967	1,232	17	2,216
運輸業、郵便業	14	3,107	3,181	7	871	3,181	7	2,236
卸売業、小売業	4	1,417	7	1	7	7	3	1,410
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	1	2	54	1	2	54	1	2
教育、学習支援業	2	23	73	2	23	73	-	-
医療、福祉	20	8,717	210	5	129	210	19	8,595
複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業（他に分類されないもの）	1	6	6	1	6	6	-	-
公務（他に分類されるものを除く）	-	-	-	-	-	-	-	-
農業、林業、漁業及び分類不能の産業	-	-	-	-	-	-	-	-

注： 1) 「争議行為を伴う争議」には、「同盟罷業」のほか「作業所閉鎖」、「怠業」、「その他」の形態を含む。
以下同じ。

2) 産業は、労働争議を行った組合の組合員が雇用されている事業所又は企業の産業を示し、日本標準産業分類（平成19年11月改定）の大分類に基づき、その主な生産品名又は事業の内容により決定する。「分類不能の産業」とは、1組合が複数企業の労働者で組織されており、それぞれの企業の主要生産品又は事業の内容が異なる場合など、産業分類が特定できないものをいう。

ウ 民営の企業規模別の状況

民営企業における「争議行為を伴う争議」をみると、企業数(延べ数)は257企業、行為参加人員は20,543人、労働損失日数は7,492日となっており、前年に比べ、企業数(延べ数)が57件減、行為参加人数が5,024人減、労働損失日数が3,713日減となった。

企業規模別にみると、企業数(延べ数)は「99人以下」、行為参加人員では「1,000人以上」、労働損失日数では「1,000人以上」の企業で最も多くなっている。(第4表)

第4表 企業規模別争議行為を伴う争議の企業数、行為参加人員及び労働損失日数
(民営企業のみ)

企業規模	争議行為を伴う争議			うち半日以上の同盟罷業			うち半日未満の同盟罷業	
	企業数 (延べ数)	行為参加 人員	労働損失 日数	企業数 (延べ数)	行為参加 人員	労働損失 日数	企業数 (延べ数)	行為参加 人員
計	257 (314)	20,543 (25,567)	7,492 (11,205)	95 (105)	3,629 (8,284)	7,492 (11,205)	197 (248)	17,073 (18,431)
1,000人 以上	52 (51)	9,508 (9,235)	3,244 (3,447)	21 (22)	982 (1,721)	3,244 (3,447)	35 (37)	8,535 (8,361)
300～999人	55 (71)	3,651 (7,404)	1,080 (956)	19 (19)	997 (646)	1,080 (956)	41 (57)	2,700 (6,895)
100～299人	66 (75)	2,743 (2,514)	872 (937)	30 (27)	835 (557)	872 (937)	51 (61)	1,965 (1,983)
99人 以下	68 (103)	982 (1,162)	1,079 (938)	21 (28)	204 (433)	1,079 (938)	58 (87)	825 (867)
そ の 他	16 (14)	3,659 (5,252)	1,217 (4,927)	4 (9)	611 (4,927)	1,217 (4,927)	12 (6)	3,048 (325)

注： 1) 企業数は、労働争議を行った組合の組合員が雇用されている企業を集計したものである。
なお、1件の争議でも複数企業に及ぶもの(企業外連合)は、争議の対象となったすべての企業について、企業規模別に計上し、1企業において複数の争議があった場合は、争議ごとに計上して集計している。
2) 企業規模は、企業数として計上している企業の全常用労働者数による。
3) 1組合が複数企業の労働者で組織されている合同労組については、1合同労組を1企業として計上し、企業規模別には、1つの企業のみを相手に交渉をしている場合には、当該企業の企業規模により計上し、複数企業を相手に交渉をしている場合には、「その他」に計上している。
4) ()内は、平成20年の数値である。

エ 主要団体別の状況

「争議行為を伴う争議」について加盟している主要団体別に件数、行為参加人員、労働損失日数をみると、「連合」は19件、2,630人、1,672日、「全労連」は39件、14,238人、1,432日、「全労協」は16件、2,123人、188日となっている(第5表)。

第5表 主要団体別争議行為を伴う争議の件数、行為参加人員及び労働損失日数

主要団体	争議行為を伴う争議			うち半日以上の同盟罷業			うち半日未満の同盟罷業	
	件数	行為参加 人員	労働損失 日数	件数	行為参加 人員	労働損失 日数	件数	行為参加 人員
計	92 (112)	20,543 (48,984)	7,492 (11,205)	48 (52)	3,629 (8,284)	7,492 (11,205)	59 (80)	17,073 (41,848)
連 合	19 (18)	2,630 (25,856)	1,672 (1,762)	13 (14)	802 (1,386)	1,672 (1,762)	7 (8)	1,830 (25,335)
全労連	39 (52)	14,238 (14,307)	1,432 (1,412)	17 (19)	1,135 (1,137)	1,432 (1,412)	32 (40)	13,249 (13,335)
全労協	16 (17)	2,123 (2,376)	188 (133)	6 (5)	166 (127)	188 (133)	12 (17)	1,962 (2,267)
その他	22 (31)	3,519 (8,270)	4,300 (7,913)	13 (15)	1,626 (5,649)	4,300 (7,913)	11 (21)	1,899 (2,736)

注： 1) 主要団体「その他」とは、連合、全労連及び全労協に加盟していない労働組合をいう。
2) 複数の団体に重複加盟している労働組合があるため、件数、行為参加人員、労働損失日数の計とそれぞれの加盟主要団体を積み上げた数値とは必ずしも一致しない。
3) ()内は、平成20年の数値である。

(3) 労働争議の主要要求事項別の状況

「総争議」の件数を主要要求事項別（複数回答 2つまで）にみると、「経営・雇用・人事」に関する事項が338件で、全体の43.3%と最も多くなっており、その内訳をみると、「解雇反対・被解雇者の復職」が213件と多くなっている。

また、「組合保障及び労働協約」に関する事項のうち、「組合保障及び組合活動」が222件、「賃金」に関する事項のうち、「賃金額（基本給・諸手当）の改定」が109件と多くなっている。（第6表）

第6表 労働争議の主要要求事項別件数及び構成比

（複数回答 2つまで）

主要要求事項	総 争 議					
	件 数				構成比	
				平成20年		
	平成21年	対前年差	対前年比		平成21年	平成20年
	件	件	%	件	%	%
計	780	123	18.7	657	100.0	100.0
組合保障及び労働協約	237	84	54.9	153	30.4	23.3
組合保障及び組合活動	222	84	60.9	138	28.5	21.0
労働協約の締結、改訂及び効力	16	△ 5	△ 23.8	21	2.1	3.2
賃金	331	0	0.0	331	42.4	50.4
賃金制度	26	2	8.3	24	3.3	3.7
賃金額（基本給・諸手当）の改定	109	△ 2	△ 1.8	111	14.0	16.9
賃金額（賞与・一時金）の改定	93	△ 6	△ 6.1	99	11.9	15.1
個別組合員の賃金額	37	17	85.0	20	4.7	3.0
退職金（退職年金を含む）	23	△ 1	△ 4.2	24	2.9	3.7
その他の賃金に関する事項	86	△ 18	△ 17.3	104	11.0	15.8
賃金以外の労働条件	59	12	25.5	47	7.6	7.2
所定内労働時間の変更	10	2	25.0	8	1.3	1.2
所定外・休日労働	5	2	66.7	3	0.6	0.5
休日・休暇（週休二日制、連続休暇を含む）	5	△ 2	△ 28.6	7	0.6	1.1
その他の労働時間に関する事項	14	7	100.0	7	1.8	1.1
育児休業制度・介護休業制度	-	△ 1	△ 100.0	1	-	0.2
教育訓練	2	1	100.0	1	0.3	0.2
職場環境・健康管理	19	1	5.6	18	2.4	2.7
福利厚生	4	1	33.3	3	0.5	0.5
経営・雇用・人事	338	62	22.5	276	43.3	42.0
事業の休廃止・合理化	10	2	25.0	8	1.3	1.2
解雇反対・被解雇者の復職	213	40	23.1	173	27.3	26.3
要員計画・採用計画	4	△ 2	△ 33.3	6	0.5	0.9
配置転換・出向	29	5	20.8	24	3.7	3.7
希望退職者の募集・解雇	15	12	400.0	3	1.9	0.5
定年制（勤務延長・再雇用を含む）	23	4	21.1	19	2.9	2.9
パートタイム労働者・契約社員・派遣労働者の活用	2	1	100.0	1	0.3	0.2
パートタイム労働者・契約社員の労働条件	7	△ 5	△ 41.7	12	0.9	1.8
人事考課制度（慣行的制度を含む）	6	△ 1	△ 14.3	7	0.8	1.1
その他の経営・雇用・人事に関する事項	45	8	21.6	37	5.8	5.6
その他	51	14	37.8	37	6.5	5.6

注：1) 1 労働争議につき労働者側から提出された要求のうち、主なもの2つまでを主要要求事項として取り上げているため、主要要求事項「計」（総争議件数）と個々の要求事項の数値の合計は必ずしも一致しない。

2) 「組合保障及び労働協約」、「賃金」等の太字で書かれている各区分の件数は、2つの主要要求事項が同一の区分内にある労働争議は1件として計上しているため、各区分の事項の合計とは必ずしも一致しない。

3) 主要要求事項の具体的内容例については、P3主な用語の定義 表1 主要要求事項の具体的内容例を参照されたい。

(4) 労働争議の解決状況

ア 解決方法別の状況

平成21年の「総争議」780件のうち、平成21年中に「解決又は解決扱い」になった件数は627件（労働争議全体の80.4%）となっており、「翌年への繰越」は153件（同19.6%）であった。

解決方法をみると、「労使直接交渉による解決」が167件（解決件数の26.6%）、「第三者関与による解決」が245件（同39.1%）、「その他（解決扱い）」が215件（同34.3%）となっている。

なお、「第三者関与による解決」をみると、労働委員会関与の「あっせん」が239件（同38.1%）で最も多くなっている。（第7表）

第7表 労働争議の解決方法別件数及び構成比の推移

年 次	総争議										翌年 への 繰越	
		解決又は 解決扱い		労使直 接交渉 による 解決		第三者 関与に よる解決				その他 (解決 扱い)		
							第三者 関与あり	労働委員 会関与	あっせん			調 停
解決件数 (件)												
平成16年	737	595		118	44	299	296	291	5	－	178	142
17	708	551		128	63	222	221	218	3	－	201	157
18	662	542		160	100	216	214	213	1	－	166	120
19	636	531		185	80	168	164	161	3	－	178	105
20	657	536		138	68	218	215	213	2	－	180	121
21	780	627		167	109	245	245	239	6	－	215	153
構成比 (%)												
平成16年	100.0	80.7	(100.0)	(19.8)	(7.4)	(50.3)	(49.7)	(48.9)	(0.8)	(-)	(29.9)	19.3
17	100.0	77.8	(100.0)	(23.2)	(11.4)	(40.3)	(40.1)	(39.6)	(0.5)	(-)	(36.5)	22.2
18	100.0	81.9	(100.0)	(29.5)	(18.5)	(39.9)	(39.5)	(39.3)	(0.2)	(-)	(30.6)	18.1
19	100.0	83.5	(100.0)	(34.8)	(15.1)	(31.6)	(30.9)	(30.3)	(0.6)	(-)	(33.5)	16.5
20	100.0	81.6	(100.0)	(25.7)	(12.7)	(40.7)	(40.1)	(39.7)	(0.4)	(-)	(33.6)	18.4
21	100.0	80.4	(100.0)	(26.6)	(17.4)	(39.1)	(39.1)	(38.1)	(1.0)	(-)	(34.3)	19.6

- 注： 1) 「その他（解決扱い）」には、不当労働行為事件として労働委員会に救済申し立てがなされた労働争議、労働争議の当事者である労使間では解決方法がないような労働争議（例えば、支援スト、政治スト等もここに区分される。）及び解決の事情が明らかでないような労働争議が含まれる。
- 2) 「労使直接交渉」のうち、「第三者関与あり」とは、解決に至る過程においてあっせんや調停等の第三者関与があったが、労使の直接交渉によって解決したものをいう。
- 3) ()内は「解決又は解決扱い」に占める解決方法別構成比である。

イ 継続期間別の状況

労働争議の解決状況を継続期間（争議発生から解決に至るまでの日数をいう。）別にみると、30日以内で解決した件数は160件で、全体の25.5%となっている（第8表）。

第8表 継続期間別労働争議解決件数及び構成比

	計	30日以内					31～60日	61～90日	91日以上
			1～5日	6～10日	11～20日	21～30日			
解決件数 (件)	627 (536)	160 (159)	16 (19)	16 (20)	59 (48)	69 (72)	155 (148)	141 (108)	171 (121)
構成比 (%)	100.0 (100.0)	25.5 (29.7)	2.6 (3.5)	2.6 (3.7)	9.4 (9.0)	11.0 (13.4)	24.7 (27.6)	22.5 (20.1)	27.3 (22.6)

注： ()内は、平成20年の数値である。

2 春季賃上げ争議の状況

(1) 労働争議の種類別の状況

平成21年の春季賃上げ争議（2～5月に発生し、主要要求事項に「賃金額（基本給・諸手当）の改定」を含む労働争議をいう。）の「総争議」の件数は59件、総参加人員は34,731人となっており、前年に比べ、件数が4件（6.3%）減、総参加人員が12,382人（26.3%）減となった。

このうち、「争議行為を伴う争議」の件数は45件、行為参加人員は10,889人となっており、前年に比べ、件数が2件（4.3%）減、行為参加人員が6,937人（38.9%）減となった。（第9表）

第9表 労働争議の種類別件数及び参加人員の推移（春季賃上げ争議）

年 次	総 争 議		争 議 行 為 を 伴 う 争 議			争議行為を伴わない争議	
	件 数	総参加人員	件 数	総参加人員	行為参加人員	件 数	総参加人員
平成16年	82	52,758	67	51,966	23,782	15	792
17	69	32,361	55	31,687	14,810	14	674
18	48	40,104	41	39,853	15,909	7	251
19	65	40,614	51	37,382	19,963	14	3,232
20	63	47,113	47	38,103	17,826	16	9,010
21	59	34,731	45	27,251	10,889	14	7,480
平成21年の 対前年比(%)	△ 6.3	△ 26.3	△ 4.3	△ 28.5	△ 38.9	△ 12.5	△ 17.0

(2) 争議行為を伴う争議の状況

「争議行為を伴う争議」を行為形態別にみると、「半日以上同盟罷業」の件数は20件、行為参加人員は1,554人、労働損失日数は1,844日となっており、前年に比べ、件数、行為参加人員、労働損失日数ともに減少した。また、「半日未満の同盟罷業」は、件数32件、行為参加人員9,497人となっており、前年に比べ、件数、行為参加人員ともに減少した。（第10表）

第10表 争議行為を伴う争議の行為形態別件数、参加人員及び労働損失日数の推移（春季賃上げ争議）

年 次	半日以上同盟罷業及び作業所閉鎖									半日未満の同盟罷業		怠業		その他	
	計			半日以上同盟罷業			作業所閉鎖			件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	労働損失日数						
平成16年	20	3,355	4,275	20	3,355	4,275	-	-	-	54	21,496	-	-	-	-
17	20	2,691	3,381	20	2,691	3,381	-	-	-	41	12,546	-	-	-	-
18	18	2,810	3,144	18	2,810	3,144	-	-	-	30	14,182	-	-	-	-
19	22	7,684	7,763	22	7,684	7,763	-	-	-	37	12,335	-	-	-	-
20	21	6,958	7,047	21	6,958	7,047	-	-	-	39	11,899	-	-	-	-
21	20	1,554	1,844	20	1,554	1,844	-	-	-	32	9,497	-	-	-	-
平成21年の 対前年比(%)	△ 4.8	△ 77.7	△ 73.8	△ 4.8	△ 77.7	△ 73.8	-	-	-	△ 17.9	△ 20.2	-	-	-	-